

○常勤職員に準ずる非常勤職員の勤務した日の取扱いについて

〔 昭和 53 年 8 月 5 日地基企第 40 号
各支部事務長あて 事務局長 〕

標記については、昭和 53 年 6 月 28 日付地基企第 29 号（別紙(1)）により、自治省行政
局公務員部給与課長に対し、照会を行っていたものであるが、この度、別紙(2)のとおり
回答があったので、お知らせする。

別紙 1

地基企第 29 号
昭和 53 年 6 月 28 日

自治省行政局公務員部給与課長 殿

地方公務員災害補償基金事務局長

常勤職員に準ずる非常勤職員の勤務した日の取扱いについて（照会）

標記について、下記のとおり取扱つてよいか、お伺いします。

記

地方公務員災害補償法における常勤職員に準ずる非常勤職員の範囲等について（昭和
42 年 9 月 20 日自治省告示第 150 号）の 1 常勤職員に準ずる非常勤職員の範囲の「22 日（編
注 勤続期間の計算については、昭和 63 年 4 月 1 日以後は 20 日、平成 4 年 5 月 1 日以後
は、18 日。）」には、人事院規則 15-4 第 2 項及び第 3 項の規定（編注 昭和 61 年 1 月
1 日以後は、人事院規則 15-12 第 3 条及び第 4 条、平成 6 年 9 月 1 日以後は、人事院規則
15-15 第 3 条及び第 4 条）に相当する人事委員会規則等の規定により、休暇を与えられた
日及びこれらに準ずる日を含むものとする。

別紙 2

自治給第 31 号
昭和 53 年 7 月 28 日

地方公務員災害補償基金事務局長 殿

自治省行政局公務員部給与課長

常勤職員に準ずる非常勤職員の勤務した日の取扱いについて（回答）

昭和 53 年 6 月 28 日地基企第 29 号により照会のあつた標記の件につき、下記のとおり
回答する。

記

貴見のとおり取扱つて差支えない。

なお、本件回答により、昭和 45 年 6 月 16 日付け自治給第 45 号の一部が変更されるも

のである。

(注) 昭和 45 年 6 月 16 日付け自治給第 45 号
(「常勤職員に準ずる非常勤職員の勤務した日の取扱いについて」基金東京都支部事務長あて給与課長回答)

